

## 【講演レポート】

[JIPDECセミナー「改正電通法施行3か月前 自社に必要なCookie規制対応を再確認」](#)

## 当日いただいた主なご質問と回答

本Q&Aは、セミナー当日に参加者の方からお寄せいただいたご質問を内容ごとにとりまとめ、一般的な場合についてご回答いただきました。個別の事案については、事業の内容等により回答いただいた判断・対応と異なる場合がありますので、法律事務所等にご相談ください。

## 規制の対象

## 電気通信事業を営む者（電気通信事業者、第三号事業者）に該当するか否かについて

Q：Webサイト制作のみ行う場合は事業者には該当しない

Webサイトの運用も行う場合は事業者には該当する  
という認識でよろしいでしょうか。

A：Webサイト制作のみを行う場合は、通常、電気通信事業者には該当しないと考えられます。Webサイトの運用を行う場合には外部送信規律の対象になり得ますが、セミナーで説明したような各要件に照らして考える必要があります。

Q：ECモールを運営しています。こういった規制は、店子にも適用されるかと思えます。モール運営者は、これらを遵守するように店子に徹底させなければならない、などの決まりはありますでしょうか。

A：ECモールを運営されている場合は、当該ECモール（Webサイト、アプリ）を提供されている事業者様に外部送信規律が適用されます。店子（出店事業者）様は、店子（出店事業者）様は、独自にタグを埋め込んだり情報収集モジュールを組み込んだりしておらず、当該ECモールを利用しているだけであれば、外部送信規律は適用されません。

Q：広告代理店事業において、広告主から直接Cookie等データを受け取る場合、また広告主の広告を踏むことで、自社のタグを経由してエンドユーザーのCookie情報等を取得、媒体社に提供するような場合も、届出対象の電気通信事業に該当して、さらに規制対象となるのでしょうか？

A：広告主からcookieデータを受け取る場合であって当該広告主がcookie等を直接エンドユーザーから取得している場合には、当該広告主が外部送信規律の対象となります。

広告代理店がタグや情報収集モジュールを通じてエンドユーザーのcookie等を取得している場合には、当該広告代理店が外部送信規律の対象となります。

いずれの場合も、広告の表示やランディングページへの誘導だけであれば、一般的には電気通信回

路設備は設置せず、また他人の通信の媒介を行わないと考えられますので、届出は必要ないと考えられます。

### 電気通信役務（電気通信事業者による「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」）に該当するか否かについて

Q：電気通信事業者が、自社または自社サービスの紹介を行う、「企業ページ」、または「サービス紹介ページ」についてはフローチャートの通り、自己の情報発信のために提供するものであり、外部送信規律の対象外となりますでしょうか？

また、電気通信サービスのサービス申込・契約変更を行うためのユーザー管理ページ（いわゆるマイページ）についても、電気通信役務を前提としておらず、対象外となりますでしょうか。

A：ご記載いただいているようなケースは、一般的には、電気通信事業者を営んでいるとはいえ、電気通信事業法の適用対象外であり、したがって外部送信規律も適用されないと考えられます。

Q：事業者が複数のサービス（ウェブやアプリ）を提供している場合、そのサービスごとに本規制の対象になる場合には公表・通知等の措置をとるという理解でよいのでしょうか？

A：一般的には、ご理解のとおりと存じます。

## 規制への対応

### 記載方法について

Q：確認の機会の方法に「公表」とありますが、WebページのフッターにCookieポリシーのリンクがある場合は、規律の義務を果たしたことになるのでしょうか。

A：外部送信されている情報がcookie及びcookieに紐づく情報だけであり、規律の定め通りに記載されていれば問題ないと考えられます。しかし、その他の利用者情報も取得している場合は、「（利用者情報の）外部送信について（外部送信ポリシー等、利用者が理解できる言葉）」等として、それぞれの利用者情報について記載する必要があります。

Q：通知、または公表の内、「公表」の場合は、

ウェブページまたはアプリのトップページ、初回起動時画面に、規律において定められた内容を記載したプライバシーポリシーへのリンクを掲載するという対応で要件を満たしていますか？

A：プライバシーポリシーの中に「（利用者情報の）外部送信について」といった、わかりやすい項目があれば大丈夫だと考えられます。

Q：通知の要件として、ポップアップ等ということが規定されていますが、当該画面のフッターなどに記載することは、同等の対応と評価されますか？

A：利用者がすぐにわかる場所にあるか、が基準となります。あまりに長い画面におけるフッターは基準を満たしていないとされる可能性があります。その場合には、画面の上部、左右のペインなど、利用者が気づきやすいところに記載するほうが良いと考えられます。

Q：「同意」については、サービスの提供前に同意して頂く利用規約に必要事項を記載する方法で良いでしょうか。

A：同意は、事前に確実に読んでいただける場所に説明がある必要があります。利用規約とは別に「（利用者情報の）外部送信について」を用意すべきでしょう。また、利用規約ではなくプライバシーポリシーの中に「（利用者情報の）外部送信について」といったわかりやすい項目を入れる方法でも良いでしょう。ただし、利用者が何について同意を求められているのかがわかるように、同意を得る前に説明を読むことができるようにすることが重要です。

Q：同意の仕組みを組み込む場合、同意を求める説明で

「真に必要となる情報」としてファーストパーティーCookieは、同意必須

「真に必要となる情報」としない、分析(ターゲティングなど)のCookieは、同意可否の選択といった形式でもよいのでしょうか？

A：ファーストパーティーが当該サービスにおける利用者を識別するための、ファーストパーティーCookieに保存されたIDについては、同意が不要です。その他の送信される情報は、利用目的によって異なります。ECでのカート利用などの、サービスの利用に必要なファーストパーティーcookieであれば、同意は不要です。広告やレコメンド、第三者に提供する場合などで同意を得るのであれば、同意の可否を選択できるようにします。

Q：同意しない場合でもサイトの閲覧は可能であることが必要ですが、同意しない場合、Cookieを使用できないため、

「商品の購入が出来ない」「ログイン出来ない」は問題ないでしょうか？

A：まず、日本の外部送信規律では、通知、公表、同意、オプトアウトのうちいずれかにより確認の機会を付与すれば足りるため、必ずしも同意を得る必要はありません。また、外部送信する情報により個別の適用除外もあり、当該サービスにおける利用者を識別するためのID（ファーストパーティーCookieに保存されたID）は、同意を得るなど確認の機会を付与する必要はありませんし、商品購入のためのカート利用のためのファーストパーティーcookieは、サービスの利用に必要な情報ですので、同意を得るなど確認の機会を付与する必要はありません。したがって、お尋ねのような機

---

能を提供するためのCookie利用については、日本の外部送信規律との関係では、同意を得るなど確認の機会を付与することなく利用することが許されると考えられます。

Q：アプリでデバイスや位置情報、個人情報を取得する場合は、その情報を取得する画面で同意を取るのではなく、アプリ起動時の時点で取得の同意などを得る必要があるのでしょうか？

A：同意を得る場所は決められているわけではありません。情報を取得する際に just in time で同意を得る方法はむしろ好ましいものとされています。アプリ起動時に取得するものについて同意を求める場合は、その前に同意を得る必要がありますが、追加で取得する場合には、取得する際に同意を得ることでも問題ありません。

### 記載内容について

Q：JIPDECのホームページでは、Google Analyticsを利用している旨が記載されていますが、その場合、6月16日以降は送信している情報項目を記載する必要があると思います。現時点で把握している情報項目もしくは、記載予定の文言を教えてくださいと極めて参考になり助かります。

A：講演の中で、まずは「電気通信事業を営む者」に当たるかどうかを確認（当たらない場合は規制対象外）し、次に「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」を提供しているかどうかを判断するとのこと説明がありました。

JIPDECの場合、JIPDECが現在実施している事業は電気通信事業に該当しないため、電気通信事業法の規制対象外と考えております。

ただし、今後の事業の目的や内容、運営方法等によって対象となる可能性もあるので、その際はガイドラインの解説等を元に必要な対応を行ってまいります。

なお、現在JIPDECサイトに記載しているGoogleアナリティクス利用に関する内容は、GDPR施行前に変更されたGoogleアナリティクス利用規約（及びその後施行された改正個人情報保護における個人関連情報の第三者提供に対する措置）に基づき記載しています。こちらも、現段階ではファーストパーティーCookieを使用した自サイト内閲覧状況の解析（ユーザー属性は含まず）にのみ利用していますが、利用方法やGoogleの利用規約変更に合わせて見直しを行うこととしております。

Q：情報収集モジュールが送信する情報項目は記載しなくてよいのですか？

A：情報収集モジュールが何の目的で誰に何の情報を送信しているのかは、通知公表しなければなりません。ただし、情報収集モジュールを提供している事業者が直接、通知または公表、同意、オプトアウトを利用者に提供する場所（画面）がないため、代わりに情報収集モジュールを組み込んでいる事業者が行う必要があります。その際に、同じ目的で同じ情報を取得している情報収集モジュール（多くは広告）の場合は、例えば「広告のため（目的）、cookieとそれに紐づく閲覧履歴、行動履歴を（外部送信する情報項目）、次に記載する事業者が取得しています。（誰に） 各事業者の

プライバシーポリシー等は記載されている事業者のリンクからご確認ください。」以下、事業者名とリンクを列挙といったものが一般的な方法となっています。

## その他のご質問

Q：Cookie規制に関して、総務省は第三号事業者に対してはどのように管理・監督されるのでしょうか。未登録・未届出事業者がどのような役務や利用者への影響を判断できるのでしょうか。

A：総務省はモニタリングをしますので、そこで違法なものを見つけた場合には、何らかのアクションがあるものと思われま

す。役務については、実施しているサービスから判断できるものと考えられますが、判断が難しい場合には事業者にヒアリングすることも想定されます。また、利用者への影響が少なくないとは、適用除外されている以外の「利用者情報を外部に送信している」という事実のみで判断されるものです。

Q：オプトアウトや同意が義務付けられることが規定されなかった理由を教えてください。真に利用者情報を保護するためには、必要な措置が必要であると思いますので、理由を説明して頂きたいと思

います。A：当初の改正案では同意を義務付けるものでしたが、様々なステークホルダーによる議論が不十分であったため、産業界から強い反対意見があったことは事実です。また、個人関連情報に該当するような個人を特定していない情報が、「個人情報」より厳しい規制となることも個人情報保護法との整合性を欠くものであることも事実です。（個人情報の取得では、要配慮個人情報を除いて、義務化されているのは通知または公表のみです。）グローバルの潮流から考えると、今後はより厳しい規制に向かうことが想定されます。

本内容は、2023年3月8日に開催されたJIPDECセミナー「改正電通法施行3か月前 自社に必要なCookie規制対応を再確認」において、ご参加の方々から主ないただいたご質問と回答を取りまとめたものです。